

組合員証は大切に

組合員証や遠隔地被扶養者証は、皆さんのが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。もし盗難や紛失があつた場合、さまざまトラブルのもとになります。必ず警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ速やかに再交付の申請を行つてください。また組合員証や遠隔地被扶養者証の記載内容を自分で勝手に書き換えないでください。記載してある氏名・生年月日・住所等に変更や誤りがあつた場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出してください。

退職後の組合員証等は直ちに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へお返しください。

合併すると組合員証の 記号・番号が変わります

振込口座の 再確認を

合併により所属所名が変わると、組合員証の記号・番号も変わります。

医療機関等で受診の際は、記号・番号が変わったことを窓口で申し出でください。医療機関等では、過去に受診したときの皆さんの記録を保存し、これらのデータを基に共済組合へ医療費を請求します。従つて、新しい組合員証を提示するだけではなく、記号・番号が変わったことを窓口で必ず申し出てください。

共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していない等の理由で、給付金が送金できないことがあります。また、最近は金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。届出口座に変更がありましたら、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出してください。

18歳以上で扶養手当の支給対象になつていらない被扶養者の方を対象に実施しました「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました。

調査の結果、調査対象者2638人中196人が、認定取り消しとなりました。認定取り消しとなつた方のほとんどの場合には、収入額が認定限度額を超えていたため遡及して被扶養者の資格が取り消しになりました。これらの方の手続きは、所属所の共済事務担当課を通じて連絡しています。

この調査は、毎年7月から8月に実施しますので、今後もよろしくお願いします。

来年度の調査にも、次の書類が必要ですので、大切に保管してください。

●事業・農業・不動産収入のある方

- ・確定申告書、市町村・県民税申告書、収支内訳書等の控え
- ・年金収入のある方

●給与収入のある方

- ・給与支給明細書等の写し

給与などの恒常的な収入が過去1年間の累計（例えば、平成16年11月から平成17年10月までの1年間、平成16年12月から平成17年11月までの1年間）で年額130万円未満、また障害年金受給者や60歳以上の年金受給者の場合は、年金や給与などの恒常的な収入が年額180万円未満がそれの認定限度額です。

組合員の皆さんのが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなつた場合は、早急に取り消し手続きをお願いします。



ご協力ありがとうございました